



令和8年度 東京都立水元特別支援学校学校経営計画

1 教育理念

本校は、児童・生徒が生活している地域で適切な支援を受け、個に応じた指導の充実と、保護者・地域との心の通った連携の充実により、「自己実現と自立と社会参加、そして自立に向けた基礎となる力を育てる」ことを教育理念としている。

社会の中で自立する力を育てるためには、一人一人の児童・生徒の日々の教育活動の中で、場に応じた行動ができ、自分のすべきことを最後までやり遂げる力を、段階を追って指導していくことである。そこには実態把握に基づく教育を提供するという教職員の適切な働き掛けが裏付けとしてなければならない。教職員が、児童・生徒を個人として尊重し、教育的愛情をもって粘り強く教育実践を行うことで、児童・生徒が社会の中で主体的に生き抜く力を伸ばしていく。

2 目指す学校像

- 1 児童・生徒が、学びたくなる学校
- 2 保護者が、わが子を託したくなる学校
- 3 地域の人が、訪ねたくなる学校
- 4 教職員が意欲をもって働ける学校

3 教育目標（育てたい子ども像）

- 1 健康な身体と素直で豊かな心を育む。（生きる）
- 2 生活に生かせる学力を身に付ける。（学ぶ）
- 3 自ら考えて行動する力を育む。（動く）
- 4 自分の役割を最後までやり遂げる力を育む。（やり遂げる）

4 中期的目標とその達成に向けた方策

(1)【学校運営】

- ① 都立水元特別支援学校教職員倫理要綱及び倫理要綱に基づく行動指針を遵守し、児童・生徒の人権を最大限尊重する学校づくりを行う。
- ② 東京都コンプライアンス基本方針（※）に基づき、誠実・公正な都民の期待に応える学校づくりを行う。

※教職員は、法令を遵守することはもとより、業務執行のために庁内で定められたルールや組織で決定した方針等には当然に従わなければならない。さらに、『住民の福祉の増進を図る』ことは、教職員には、単に決められたことに従うだけでなく、都民（児童・生徒や保護者）の福祉の増進に向けて、業務に取り組むことが求められている。

出典：https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/23compliance/pdf/kihonhousinnituite_kyoiku.pdf

- ③ 業務分担と責任を明確化し、主幹教諭を中心として業務の進行管理の徹底を図る。
- ④ 迅速な課題解決のため管理職⇄主幹教諭⇄主任教諭⇄教諭のラインによる組織体制を強化する。そのために自身に求められる職層としての役割について意識して行動し、報告・連絡・相談を徹底する。
- ⑤ 経営企画室を中心として効果的で効率的、透明性のある予算編成及び予算執行に努める。
- ⑥ 医療的ケアに対する見識を深め、医ケア対象児の実態により、安心・安全に対応できる実効的な本校医療的ケアマニュアルの充実を図る。
- ⑦ 学校ホームページ、SNS を活用し、本校の取組を分かりやすく情報発信する。

- ⑧ 水元スタンダードの内容を理解し、本校の学校運営や学習活動の基本方針に沿った業務遂行を行う。

(2) 【学習指導】

- ① 学習指導要領を踏まえ、発達年齢だけでなく、生活年齢を考慮した根拠に基づく授業を提供する。
- ② カリキュラム・マネジメントの視点を生かした年間指導計画及び単元配列表を基に授業の実施・評価をする。
- ③ アセスメントに基づいた児童・生徒一人一人の障害特性に応じた課題設定を行い、実践、検証、改善を怠らない指導を行う。
- ④ ICT機器を授業に積極的に取り入れ、デジタル技術を活用した分かりやすい授業を行う。
- ⑤ 外部専門員を活用し、児童・生徒一人一人に応じた学習指導等を行う。
- ⑥ 児童・生徒の自立と社会参加を促し、豊かに自分らしく生きるためのキャリア教育を充実させる。

(3) 【生活指導】

- ① 児童・生徒が安心・安全な学校生活を送るために、教職員は危機管理能力を高め、危険回避を事前に察知できるよう教室環境の整備に努める。
- ② 挨拶、身だしなみなどの基本的な生活習慣を確立し、生活年齢を踏まえた規範意識の醸成を図る。
- ③ 児童・生徒の心身の変化を把握し、児童・生徒間の関係性を踏まえた言葉掛け等をとおして、いじめや自殺等を未然に防ぐなど、健全育成に取り組む。
- ④ 生活年齢、発達年齢を踏まえ、段階的な指導に基づく保護者と連携した一人通学の指導を行う。
- ⑤ 避難訓練や防災教育をとおして、児童・生徒に自分の身は自分で守る「自助」の意識を育てる。
- ⑥ がん教育を実施し、病気の予防について児童・生徒の理解を促す。
- ⑦ 発達段階に応じた「食育」の指導を行い、食生活の改善を図る。

(4) 【進路指導】

- ① 保護者会、便り等を活用し、都の動き、区の動き等について情報提供を積極的に行う。
- ② キャリア教育の視点で、小学部から中学部までの系統的な進路指導を整理した上で、都立葛飾特別支援学校との接続を意識した進路指導の取組を都立葛飾特別支援学校の担当者と連携して進め、保護者や地域、関係機関に分かりやすく周知する。
- ③ キャリア・パスポートなどを活用しキャリア発達を意識した学習面及び生活面における指導の支援を行う。
- ④ 職業教育を推進するため、都立葛飾特別支援学校での作業学習等の見学・体験等を進める。

(5) 【特別活動・その他】

- ① 小学部から中学部までの系統性のある行事計画により、児童・生徒の主体的に考え、学び、行動する力を育成する。
- ② 自己選択・自己決定する機会を積極的に設け、自分の行動に責任をもたせる指導を行う。
- ③ 知的障害教育のセンター校として特別支援教育コーディネーターを中心に担任等も含めた地域・関係機関に対する相談・支援活動の充実を図る。
- ④ 特別支援教育について地域に発信するとともに、地域のリソースを活用するなど、地域に貢献し、地域の力を借りるより良い相互関係を築く。
- ⑤ 学校課題に対応した校内外の研修を積極的に受講し、特別支援教育の専門性の向上に努める。

5 当該年度における取組目標とその達成に向けた具体的方策

(1) 【学校運営】

- ① 教職員一人一人が、学校における自己の担当する職務に精励する。(通年)
- ② それぞれの教職員が担当する学年、分掌内の取組を、組織的かつ効率的に運営するために校長⇔副校長⇔主幹教諭⇔主任教諭⇔教諭のラインを意識した情報共有に努める。(学年会：適時、学年主任会：毎週1回、分掌部会：月1回、主幹会：週1回、企画調整会議：週1回)
- ③ 学校ホームページ・学校SNSを活用した適時的な本校の取組の発信(合計200回以上の更新)
- ④ 医療的ケアの理解啓発及び適正な実施に向けた研修会の実施(年1回)
- ⑤ 食物アレルギー及びてんかん発作対応研修会の実施(年度当初1回)
- ⑥ 保護者への丁寧な説明および対応力を向上する方策を学校運営連絡協議会等で検証し、学校評価を実施することで進捗状況を確認する。(学運協の実施：年3回、学校評価：年1回)
- ⑦ 保護者会・個別面談等で保護者の意向や意見を確認し、管理職まで確実に上げるシステムを構築する。(保護者会年2回、個別面談：年3回)
- ⑧ ヒヤリハット、事故、児童・生徒の体調の変化等について、管理職まで即報告があがる体制を強化する。(100%)
- ⑨ 公立学校の教職員としての自覚を常にもって、保有個人情報保護、守秘義務を厳守するとともに、自らサービスの厳正と健康の保持・増進に努めるなど、服務規律を遵守する。(週末自己点検、全校クリーンデスク・クリーンルーム点検(月1回))
- ⑩ 予算調整会議による適切な予算計画のもと、教員と経営企画室担当とが連携し、円滑な予算執行を進める。(通年)
- ⑪ 経営企画室は予算編成に則り、適切な予算執行の進行管理をするとともに、計画的な予算執行のためにセンター契約を原則としながら予算執行を行う。(センター執行率70%以上)
- ⑫ 業務進行表を活用し、見通しをもった学部運営、分掌運営を行う。また、実効的な業務進行表となるように、常にブラッシュアップを図る。(通年)
- ⑬ 水元スタンダードの内容を理解して、本校の方針に沿った学校運営を行う。(通年)

(2) 【学習指導】

- ① 令和7年度までに作成した年間指導計画と単元配列表、指導案及び教材の紐づけされたシステムを活用し、学部・学年の系統性を児童・生徒の指導に反映させ、根拠に基づく学習指導を行う。
- ② ICT機器を活用した授業の推進(ICT機器を活用した授業展開を一人一回研究授業で計画する。)
- ③ 児童・生徒の実態を正確に把握し、児童・生徒に身に付けたい力を明確にし、説明できる指導実践を行う。(通年)
- ④ 担当の児童・生徒の障害特性に応じた教材教具を開発する。(単元配列表に紐づけされた指導案とともに、一人1点以上の教材を格納する。)
- ⑤ 図画工作、美術の時間を中心に情操教育の充実を図る。中学部は「芸術系大学等と連携した芸術教育の推進事業」が最終年度となるため、成果をまとめ、レガシーとして引き継がれる仕組みづくりを行う。(通年)
- ⑥ 図書室を積極的に活用し、表現活動及び読書活動を充実させる。(通年)
- ⑦ 水元スタンダードを理解し、本校の学習活動の基本方針に沿った指導を行う。(通年)

(3) 【生活指導】

- ① 校内チェックリスト及び毎月のヒヤリハット報告を活用した事故防止策の確認(随時)
- ② 日常生活の指導、給食の時間などを通して、衣服の着脱、排せつ、摂食などのADLの向上を図る。(通年)
- ③ 学校生活全般をとおして、規律を守ることの大切さを指導し、児童・生徒の規範意識を育てる。

(通年)

- ④ 人や物を慈しみ思いやる気持ちを育てるための場面を意識的に設定し、生活年齢、発達年齢、障害特性に応じた指導を行う。(通年)
- ⑤ 登下校の安全・安心事業の活用による一人通学を推進するための課題の整理(検討会2回以上)
- ⑥ 大地震・火災等を踏まえた、実効性のある避難訓練を実施する。(年間1回以上)
- ⑦ 不審者対応訓練、セーフティ教室を実施する。(年各1回)

(4)【進路指導】

- ① 小学部高学年からの職場見学、就労体験を実施する。(小学部高学年：2日以上、中学部：各学年1日以上)
- ② 生活年齢や発達年齢を考慮しながら、児童・生徒に身に付けさせたい力を的確に把握した進路指導を行う。(通年) ※ここでいう進路指導とは、上級学年・学部を意識した少し先を見据えての指導全般をいう。
- ③ 児童・生徒が活動を記録し振り返りができる水元版キャリアパスポートの活用(全学年2回以上)
- ④ キャリアパスポート活動ガイダンスを実施する。(年1回)
- ⑤ 高等部進学を見据えた作業学習の改善及び中学部生徒を対象とした都立葛飾特別支援学校との授業連携を実施する。(随時)

(5)【特別活動・その他】

- ① 児童・生徒の自主性を高め、自ら学び行動する力を養うための学校行事・学部行事・学年行事を計画、実施する。(各学期)
- ② 児童・生徒に自己選択・自己決定する機会を係活動等で積極的に設け、役割と責任をもたせる指導を行う。(通年)
- ③ 本校のレガシーの取組としてポニー学習を実施する。(小3・4・5年生でのべ30回)
- ④ 本校のレガシーの取組として水元ダンスを活用する。(校内全学年・交流会等において実施)
- ⑤ 水元まつり等で日々の学習の成果である作品の充実や行事の中で自分の学習の成果を精一杯表現する。(水元まつり等校内行事の実施)
- ⑥ 「芸術系大学等と連携した芸術教育の推進事業」をとおした地域とつながる取組を工夫する。
- ⑦ 学校保健委員会を開催し、学校医や学校歯科医等の指導・助言を受けて、学校や家庭が連携して、児童・生徒の健康づくりを推進する。(年2回以上)
- ⑧ 豊かな食生活を目指した栄養士との連携による食育の推進(栄養士・保険給食部)
- ⑨ 学校保健安全計画に基づく個別・集団に向けた保健管理・保健教育の充実(養護教諭：通年)
- ⑩ 教職員のライフ・ワーク・バランスに努める。(学校閉庁日5日以上、個人業務日：月1回)

(6)【能力開発・研究、研修等】

- ① 全教員(除く主幹教諭・養護教諭)は一人一回研究授業に取り組む。研究授業は、自己の研究テーマと関連付け、教材開発・研究授業・考察が一体となり効率的に研究が進められるよう計画的に取り組む。(通年)
- ② 若手研対象者の研究授業における研究協議会の実施(一人当たり3回実施)
- ③ 1年次教員の学びの場の設定における「外部専門員による研修会」の実施(年10回以上)
- ④ 管理職・主幹教諭等からの授業への助言だけでなく、外部専門員からの助言を得るため、すすんで授業評価を受ける。(年1回以上)
- ⑤ 若手研対象者の研究授業観察及び助言の実施。(主幹教諭：一人二回以上、全教員：一人一回以上)
- ⑥ 今年度の研究テーマを研究・研修部が今後示し、その研究テーマに沿って、各教員は自分の自己の授業力を高める研修を行う。(通年)